

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月委員会を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染制御チームを設置し、週1回のラウンドを行い、感染防止対策に迅速に対応しています。

3 院内感染対策研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、研修会を開催します。

4 感染症発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、委員会での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある医療機関や厚生センターと速やかに連携し、対応します。

6 患者さんに対する当該指針の閲覧に関する事項

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7 その他の事項

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改定を行います。

8 抗菌薬適正使用のための方策

耐性菌の予防のために広域抗菌薬等に指定抗菌薬を定めています。

抗菌薬使用患者は、使用量、効果などを定期的に感染制御チームが介入し、適切な抗菌薬使用になるよう努めます。

9 他の医療機関等との連携体制

感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるため、以下の医療機関と連携を行い情報の共有いたします。

・射水市民病院